

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：7件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒取替及び挿入位置変更作業後の制御棒番号等の水中カメラによる確認時、突然、カメラの映像が消えた。当該カメラを引上げて確認した結果、カバーガラスに亀裂が認められたため、当該カメラを点検・修理及び原因調査	G III	
2	2号機	給水系溶存水素濃度指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該水素濃度指示計を交換	G III	
3	3号機	原子炉建屋大物搬入口の搬出物品汚染検査エリアにおいて、物品搬出基準表面汚染密度を超える物品（安全ネット、25.9（Bq/cm ² ））が認められたため、当該物品を養生し回収及び対応検討	G III	
4	5号機	6号機復水貯蔵タンクへの復水回収止め弁用制御信号ケーブル端子番号標示札に破損が認められたため、当該標示札を交換	G III	
5	5号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器ろ過材保持ポンプの軸シール水飛散防止カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	G III	
6	6号機	給復水系水張り操作において、タービン建屋地階高圧復水ポンプ（B）入口ドレン弁の閉操作確認不足により、当該弁より水がドレンファンネルへ流入し、当該ドレンファンネルより溢水（約12リットル、放射能濃度：約2.5×10のマイナス2乗（Bq/cm ³ ））が認められたため、対応検討	G II	
7	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の炉内圧補助調節弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	